

**いわてスポーツアクティビティ
相互連携強化事業業務**

企画コンペ実施要領

**令和4年5月
岩 手 県**

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわてスポーツアクティビティ相互連携強化事業業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「いわてスポーツアクティビティ相互連携強化事業業務」一式

(2) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

委託契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで

(4) 委託料の上限額

1,080千円（税込）

2 参加者の資格に関する事項

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件の全てを満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

また、共同提案の場合、県は、必要に応じて、代表者以外の構成員についても、3(5)に定める参加資格の確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書類」という。）の提出を求める場合がある。

[参加資格]

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて、即時に岩手県庁に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会すること。
- (6) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (8) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ参加手続き等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

岩手県文化スポーツ部 スポーツ振興課（生涯スポーツ担当）

[住所] 〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階

[電話] 019-629-6794 [FAX] 019-629-6791 [E-MAIL] AK0003@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペ説明会

企画コンペ説明会は行なわない。

(3) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(4) 実施要領等に関する質問の受付及び回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付けるものとする。

ア 提出書類

【様式1】「いわてスポーツアクティビティ相互連携強化事業業務に関する質問票」

イ 受付期間

令和4年5月17日（火）正午まで

ウ 受付場所及び提出方法

3(1)の提出及び問合せ先に、上記質問票を電子メール又はFAXにより提出すること。

エ 回答方法及び期日

受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、5月20日（金）に岩手県公式ホームページ上に掲載する。

(5) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

下記のとおり。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式3】を提出すること。

【様式2】参加資格確認申請書

【様式3】会社概要及び過去5年間の主な同種事業受託実績（パンフレット等も可）

【様式4】受付票

【返信用封筒】長型3号、84円分の切手を貼付したもの 1枚

イ 提出期限

令和4年5月24日（火）午後5時まで

ウ 提出先及び提出方法

3(1)まで、持参又は郵送により提出すること。

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出のこと。

※2 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

エ 確認結果

令和4年5月27日（金）までに郵送により書面で通知する。

オ 留意事項

(ア) 上記書類を期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

(イ) 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(6) 参加資格の喪失

参加者が 5(2)に定める企画提案審査委員会（企画コンペ）の実施日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(7) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により、県に対し書面（様式任意）でその理由の説明を求めることができる。

イ 提出期限

令和4年6月1日（水）午後5時まで

ウ 提出場所及び提出方法

3(1)の担当課へ持参

エ 県は、説明を求められたときは、令和4年6月7日（火）までに説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を回答する。

4 企画提案に関する事項

(1) 企画提案書等の提出

参加者は、次により関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類及び部数

資料3「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）各7部

イ 提出期限

令和4年6月1日（水）午後5時まで

ウ 提出先及び提出方法

3(1)まで持参又は郵送により提出

※1 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までに直接担当へ提出のこと。

※2 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きのうえ、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

エ その他

(ア) 参加者1者につき1提案とし、複数提案は認めない。

(イ) 一度提出した企画提案書等はこれを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

(ウ) 提案に係る費用の総額は、上記1(4)に定める委託料の上限額を超えないものとする。

(2) 企画提案の無効

3(5)により参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(3) 企画コンペへの不参加

ア 参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が5(2)で定める企画コンペに参加しない場合は、企画コンペ実施日の前日午後5時までに、【様式7】「企画コンペ参加辞退届」を持参又は郵送により提出しなければならない。

イ アにより企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

ア 参加者の企画提案の審査は、「企画提案審査要領」に基づき、企画コンペ審査を行う。

イ 企画コンペ審査の際は、企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

ウ 企画提案書等の内容が、1(4)の委託料の上限を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案審査委員会（企画コンペ）の開催

ア 開催日時（予定）

令和4年6月9日（木）13時30分から

イ 開催場所

参加者に対し別途連絡する。

ウ その他

(ア) プレゼンテーションの順番については、企画提案書等の提出順とする。

(イ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり20分（説明15分、質疑応答5分）とする。

なお、都合により1者当たりのプレゼンテーション時間を変更することがある。

(3) 委託候補者の決定

ア 発注者は審査結果を基に第1順位の委託候補者を決定する。

イ 企画コンペの結果については、各参加者に郵送により書面で通知するほか、県公式ホームページ上でも公開する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に関係事項を県公式ホームページ上で公示する。

7 公正な企画コンペの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が発注者に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要した費用について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画コンペに係るスケジュール（予定）

ア 質問票の提出期限	5月17日（火）正午
イ 質問に対する最終回答	5月20日（金）
<u>ウ 参加資格確認申請書提出期限</u>	<u>5月24日（火）午後5時</u>
エ 参加資格確認結果の通知	5月27日（金）
<u>オ 企画提案書等の提出期限</u>	<u>6月1日（水）午後5時</u>
カ 企画コンペ審査	6月9日（木）
キ 企画コンペ結果通知	6月13日（月）
ク 契約締結手続き	契約候補者確定後実施 ※6月下旬契約締結予定

(4) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。